

ご利用の流れ

ステップ1 借入を希望される方は、まず取扱金融機関にお問い合わせください。

- 取扱金融機関（担保の種類ごとに異なります。詳細は右ページをご参照ください。）が、貴社が保有している動産や債権に関する詳細な情報を伺いするなど、具体的なご相談に応じます。

ステップ2 専門機関が、動産や債権の状況を具体的に確認し、評価を行います。

- 取扱金融機関と提携した専門機関（保証機関又は担保評価機関）が、直接貴社を訪問するなどにより、動産や債権の担保価値等について具体的に評価を行います。
- 保証機関を活用する場合は、専門機関が債務の保証を行う仕組みとしており、あわせて、保証の可否を審査します。
- 保証料及び担保物件の評価費用等は貴社のご負担となります。また、最終的に融資が実行されなかった場合でも、諸費用のご負担が生じる場合があります。
(融資が実行された場合は、東京都が費用を補助します。詳しくは、下部をご覧ください。)

ステップ3 評価結果等に基づき、取扱金融機関が融資を実行します。

- 専門機関の評価結果に基づき、取扱金融機関が融資の可否や金額等を決定します。
(審査の結果、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。)
- 融資実行に際して、担保となる動産や債権について、譲渡登記等の保全措置を行っていただきます。

ステップ4 担保物件について、定期的なモニタリングを行います。

- 取扱金融機関・専門機関が貴社を訪問するなど、担保物件の確認等（モニタリング）を行います。
- 担保物件である動産や債権の適切な保全に繋がるほか、取扱金融機関が貴社の事業の実情を深く理解することで、より緊密な関係を構築していきます。

〔モニタリングの内容〕

- 【機械・設備】使用（稼働）状況、設置・保管状況 等
- 【売掛債権】売掛先との取引内容や条件、売掛金の発生状況、売掛先からの入金状況 等
- 【在庫】在庫の保管状況、品目別の数量・金額 等

本制度を幅広くご利用いただくため、東京都は次のような支援をしています。

- 担保物件の評価費用や保証料等の経費の**2分の1**を補助
(**小規模企業者***1または**創業5年未満の中小企業**の場合は**全額**を補助)

- 補助金の上限*2は次のとおりです。

融資が実行された場合に限ります。

- ▶ 機械・設備を担保とする場合 融資額の**4%**
- ▶ 売掛債権を担保とする場合 融資額の**3.5%**

(ただし、小規模企業者が2,000万円未満の融資を利用する場合、**70万円**)

- ▶ 在庫を担保とする場合 融資額の**3.5%**
- ▶ 創業5年未満の中小企業の場合 融資額の**4%**

*1 小規模企業者とは、中小企業者（「ご利用いただける方」を参照）のうち、従業員数が製造業等30人以下（卸・小売・サービス業は10人以下）の事業者等です。

*2 補助金の上限は、年換算したものをお記載しています。